

◎市民税・府民税申告書の書き方

令和 8 年度（令和 7 年中所得） 市民税・府民税申告書

（あて先） 羽曳野市長 年 月 日提出		□1月1日の住所と同じ 現住所 1月1日現在の住所と異なる場合は記入	
受付日	1月1日 現在の 住 所	手順1 参照	
	フリガナ	個人番号 (マイナンバー)	
	氏 名	電話番号	()
代理人	統 柄	代理人 住 所	

手順1 参照

⑬ 社会 保険料 控除	社会保険の種類		支払った保険料		
			円		
			円		
			円		
	合計		円		
⑯ 生 命 保 険 料 控 除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
	円		円		
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
	円		円		
	介護医療保険料の計				
円					
⑯ 地 震 保 険 料 控 除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
	円		円		
所得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額 に 関 す る 事 項	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)		
	該当事項		級		
	障害者控除				
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除		フリガナ 氏名 ②② 障害の程度 個人番号		
	合計所得金額 ⑩		生年月日		年月日
					級
					万円
	扶養親族		扶養親族		扶養親族
	⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3
	⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3		⑩ 1 2 3	
⑩ 1 2 3		⑩ 1 			

手順2 参照

1 収入金額等	事業	営業	等	ア			
	農	業	イ				
	不	動	ウ				
	利	子	エ				
	配	当	オ				
	給	与	カ				
	雜	公的年金等	キ				
		業務	ク				
		その他	ケ				
	総合	短期	コ				
手順2 参照							
2 所得金額	事業	口	末	寺	①		
	農	業			②		
	不	動	産		③		
	利	子	子		④		
	配	当	当		⑤		
	給	与	与		⑥		
	雜	公的年金等			⑦		
		業務			⑧		
		その他			⑨		
		合計(⑦+⑧+⑨)			⑩		
	総合譲渡・一時				⑪		
	合計				⑫		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除				⑬		
	小規模企業共済等掛金控除				⑭		
	生命保険料控除				⑮		
	地震保険料控除				⑯		
	寡婦・ひとり親控除				⑰~⑲		
	手順4 参照						
	扶養控除				⑳		
5 所得控除	特定親族特別控除				㉑		
	基礎控除				㉒		
	㉓~㉔までの計				㉕		
	雑損控除				㉖		
	医療費控除				㉗		
	合計(㉕+㉖+㉗)				㉘		
	区分				㉙		
	合計(㉘+㉙)				㉚		
	区分				㉛		
	合計(㉚+㉛)				㉜		

手順4 参照

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

5 寄附金に関する事項

寄附先	寄附金額
都道府県、市区町村（ふるさと寄附金） (特例控除対象)	円
大阪府共同募金会、 日本赤十字社大阪府支部	
大阪府、羽曳野市 の条例で指定 された寄附金	
羽曳野市分	

点線以下は職員記入欄です

配偶者控除			配偶者 特別控除	扶養控除		特定親族特別控除区分							扶養障害		年少	本人該当事項						専從者	調整					
控配	老配	同一		一般	特定	老人	同老	1	2	3	4	5	6	7	8	9	普障	特障	同特	未成	普障	特障	寡婦	理由	介銀	勤学	配専	他専

手順1 ▶住所、氏名などを記入する

令和8年1月1日現在の住所、生年月日を確認し、氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)、電話番号を記入してください。

代理人が申告書を提出する場合は代理人の氏名、続柄、住所を記入してください。

手順2 ▶1収入金額等、2所得金額を記入する

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間の収入・所得についてそれぞれの種類の欄に記入してください。

下記では、公的年金等に係る雑所得と給与所得についての書き方を記載しています。

その他の所得の書き方について不明な場合は、市民税担当までお問い合わせください。

◎公的年金等に係る雑所得

i. 公的年金等収入の金額を確認します。

「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」の支払金額を、キ「公的年金等」に記入してください。

※2か所以上の場合は、支払金額の合算額を記入してください。

ii. 公的年金等に係る雑所得金額を計算します。

下記計算欄に従って、計算された公的年金等に係る雑所得を⑦「公的年金等」に記入します。

本人の生年月日	公的年金等の収入合計	雑所得金額(円未満切捨て)
昭和36年1月1日以前 生まれの人 (65歳以上の人)	3,300,000円未満	収入金額-1,100,000円
	3,300,000円~4,099,999円まで	収入金額×75%-275,000円
	4,100,000円~7,699,999円まで	収入金額×85%-685,000円
	7,700,000円~9,999,999円まで	収入金額×95%-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円
昭和36年1月1日以降 生まれの人 (65歳未満の人)	1,300,000円未満	収入金額-600,000円
	1,300,000円~4,099,999円まで	収入金額×75%-275,000円
	4,100,000円~7,699,999円まで	収入金額×85%-685,000円
	7,700,000円~9,999,999円まで	収入金額×95%-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円

○公的年金等以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には一律10万円を、

2,000万円を超える場合には一律20万円を、それぞれの年金所得額に加算します。

◎給与所得

i. 給与収入の金額を確認します。

「令和7年分 給与所得の源泉徴収票」の支払金額を、カ「給与」に記入してください。

※2か所以上の場合は、支払金額の合算額を記入してください。

ii. 給与所得の金額及び下記の1・2に該当する場合は所得金額調整控除を計算します。

下記計算欄に従って、計算された給与所得を⑥「給与」に記入します。

※令和8年度の市・府民税から、給与収入金額が190万円未満の方の控除額が最大10万円引き上げられます。

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
650,999円以下		0円
651,000円~1,899,999円まで		収入金額-650,000円
1,900,000円~3,599,999円まで	収入金額÷4,000円=A ただしAは小数点以下切り捨て 4,000円×A=端数整理額	端数整理額×70%-80,000円
3,600,000円~6,599,999円まで		端数整理額×80%-440,000円
6,600,000円~8,499,999円まで		収入金額×90%-1,100,000円
8,500,000円以下		収入金額-1,950,000円

- 給与所得と公的年金等雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の式で計算した額を給与所得の金額から差し引きます。

$$\text{給与所得の金額(上限10万円)} + \text{公的年金等雑所得(上限10万円)} - 10万円$$
- 給与等の収入金額が850万円を超え、下記の(a)～(c)のいずれかに該当する場合は、所得金額の計算の際に、次の式で計算した額を給与所得の金額から差し引きます。

$$(\text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850万円) \times 10\%$$
 - 特別障害者に該当する
 - 22歳以下の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

令和7年中に所得がなかった方 ▼

- 申告書うら面の18欄に該当事項を記入してください。
- 申告書おもて面右欄の2所得金額等の合計⑪欄に「0」と記入して提出してください。

◆収入・所得の種類、所得金額

記入欄	所得の種類	説明	必要経費等
ア・①	営業等	卸売業・製造業・修理業・飲食業・建築業・サービス業・医師・弁護士・外交員・集金人・大工・左官・造園・日雇い等の職業から生ずる所得	●収入を得るために支出した費用(生活費・所得税・住民税を除く) 申告書うら面の「7 事業・不動産所得に関する事項」にて計算してください。
イ・②	農業	農作物の生産・果樹栽培・家畜の飼育等から生じる所得	
ウ・③	不動産	アパート・マンション・ガレージ・貸家・貸地等から生じる所得	
エ・④	利子	預貯金の利子等(国内源泉分離課税分は申告不要) ※国外の預金の利子等は申告が必要です。	なし
オ・⑤	配当	株式・出資の配当、証券投資信託の収益の分配等に係る所得	株式取得のための借入金負債利子
カ・⑥	給与	俸給、給料・賃金・賞与等の収入の合計額	
キ・⑦	公的年金	厚生年金・共済年金・国民年金・恩給・厚生年金基金等の収入の合計額 (遺族・障害年金受給の方は申告書うら面の18欄「令和7年中に所得がなかった方」欄に記入してください。)	上記の速算表等により所得金額を計算
ク・⑧	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センター等、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもので、事業所得に該当しない所得	
ケ・⑨	その他の雑	生命保険会社の個人年金・互助年金・暗号資産取引など、その他のどの所得にもあてはまらない所得	収入を得るために支出した費用(個人年金などは掛金)
コ～サ・⑪	総合譲渡	機械・車両・ゴルフ会員権などの資産の譲渡(土地、建物は除く)などによる所得 ●長期…取得後5年超の譲渡 ●短期…取得後5年以内の譲渡	●取得・譲渡に要した費用 ●特別控除額(上限50万円)
シ・⑪	一時	賞金や懸賞当選金、競輪、競馬等の払戻金・生命保険の満期金・一時金などの所得	●収入を得るために支出した費用 ●特別控除額(上限50万円)

手順3 ▶所得から差し引かれる金額に関する事項を記入してください。

◎社会保険料控除

給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、各種保険料の納入済額通知書などから、金額を記入してください。※源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄に記載された金額を記入する場合は、「源泉徴収分」と記入してください。

(例)

(13) 社会 保険料 控除	社会保険の種類	支払った保険料
	源泉徴収分	100,000円
	国民健康保険(普通徴収分)	50,000円
	後期高齢者医療保険(普通徴収分)	20,000円
	合計	170,000円

◎生命保険料控除・地震保険料控除

生命保険会社が発行する生命保険料控除又は損害保険会社等が発行する地震保険料控除証明書を確認していただき、それぞれの保険料額を記入してください。

◎本人該当事項【寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・障害者控除】

下記に記載の所得控除の説明を確認していただき、該当する場合は記入してください。

◎配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定親族特別控除

i. 配偶者又は扶養親族が他の扶養親族となっていないこと、青色申告者又は白色申告者の事業専従者となっていないことを確認してください。

ii. 扶養親族の令和7年中の合計所得金額を確認し、氏名等を記入します。

扶養親族の令和7年中の合計所得金額が58万円以下であるかを確認します。

※特定親族特別控除を適用する場合は、合計所得金額を記入し、後述のとおり合計所得に応じて控除額を記入します。

手順4 ▶所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算してください。

- 下記に記載の所得控除の欄を確認していただき、「(13)社会保険料控除」欄から「(14)基礎控除」欄の該当する欄に控除額を記入してください。
- (13)～(25)欄に控除額を記入した後、(13)～(25)欄の金額を合計して、「(26) (13)～(25)までの計」欄に記入してください。
- 「(27)雑損控除」、「(28)医療費控除」欄の金額を合計して、「(29)合計 (26)+(27)+(28)」欄に記入してください。

◆所得控除（所得から差し引かれる金額）の種類、金額

記入欄	控除の種類	控除の要件等 (令和7年12月31日の現況)	控除額 (計算方法)																														
(13)	社会保険料控除	令和7年中に支払った健康保険、国民年金、介護保険、その他の社会保険料がある場合 ※ご家族の年金から天引きされている社会保険料は控除の対象になりません。 ※国民年金保険料・国民年金基金の掛金控除適用には控除証明書等が必要です。	支払額全額																														
(14)	小規模企業共済等掛金控除	令和7年中に支払った第1種共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額がある場合 ※掛金額の証明書等が必要です。	支払額全額																														
(15)	生命保険料控除	令和7年中にあなたやあなたの扶養親族等を受取人とする生命保険契約等の保険料又は掛金がある場合 ※保険会社等が発行する控除証明書が必要です。 ※控除の対象となる保険料は、支払保険料から配当金や割戻金を差し引いた金額です。控除額の計算において、算出した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて差し支えありません。 ※それぞれ契約区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、右記の表により旧契約・新契約ごとに控除額を算出し合計します(限度額は28,000円)。ただし、旧契約のみで計算した控除額が合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用することができます。	<p>一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分)+C介護医療保険料分+個人年金保険料分(D旧契約分+E新契約分) ●控除額の計算方法 (合計限度額70,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">支払保険料額</th> <th rowspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>旧契約</th> <th>新契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A一般生命保険 (平成23年12月31日以前の契約)</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>B一般生命保険 C介護医療保険 E個人年金保険 (平成24年1月1日以後の契約)</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料額		控除額	旧契約	新契約	A一般生命保険 (平成23年12月31日以前の契約)	15,000円以下	支払額の全額		15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円		70,001円以上	35,000円	B一般生命保険 C介護医療保険 E個人年金保険 (平成24年1月1日以後の契約)	12,000円以下	支払額の全額		12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円		32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円		56,001円以上	28,000円
区分	支払保険料額		控除額																														
	旧契約	新契約																															
A一般生命保険 (平成23年12月31日以前の契約)	15,000円以下	支払額の全額																															
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																															
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																															
	70,001円以上	35,000円																															
B一般生命保険 C介護医療保険 E個人年金保険 (平成24年1月1日以後の契約)	12,000円以下	支払額の全額																															
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																															
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																															
	56,001円以上	28,000円																															

⑯	地震保険料控除	<p>令和7年中にあなたやあなたの扶養親族等の地震保険契約の保険料や平成18年12月31までに締結した旧長期損害保険料又は掛金を支払った場合</p> <p>※保険会社等が発行する控除証明書が必要です。</p> <p>※一つの損害保険契約等が、地震保険料と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。</p>	<p>A地震保険契約分+B長期損害保険契約等分</p> <p>●控除額の計算方法 (合計限度額25,000円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>支払保険料額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地震保険</td><td>50,000円以下</td><td>支払額×1/2</td></tr> <tr> <td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">B長期損害保険</td><td>5,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td><td>支払額×1/2+2,500円</td></tr> <tr> <td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table>					区分	支払保険料額	控除額	A地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	B長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円																																																																																				
区分	支払保険料額	控除額																																																																																																								
A地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																																																																																																								
	50,001円以上	25,000円																																																																																																								
B長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																																																																																																								
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																																																																																																								
	15,001円以上	10,000円																																																																																																								
⑯	寡婦控除	<p>以下の「ひとり親」に非該当かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人で次のいずれかに該当する場合</p> <p>①夫と離婚した後、婚姻をしておらず、子以外の扶養親族を有している</p> <p>②夫と死別した後、婚姻していない又は夫の生死が不明である</p>					26万円																																																																																																			
⑯	ひとり親控除	<p>現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が不明の方で、次の①～③のいずれにも当てはまる場合</p> <p>①令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</p>					30万円																																																																																																			
⑯	勤労学生控除	<p>あなたが法令に規定する学校の学生・生徒で合計所得金額が85万円以下(給与収入の場合150万円以下)で、かつ自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下である場合</p> <p>※学生証や学校から交付される証明書が必要です。</p>					26万円																																																																																																			
⑯	障害者控除	<p>あなたやあなたの扶養親族等が障害者である場合(手帳の種別・等級などにより、①特別障害者、②普通障害者に区分されます。)なお、特別障害者が同居の扶養親族等の場合は、控除額に23万円が加算されます。</p> <p>※障害の種別・等級(程度)のわかる各種手帳または障害者控除対象者認定証等が必要です。</p> <p>①特別障害者:身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>②普通障害者:身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級以下</p>					①30万円 (同居の場合53万円) ②26万円																																																																																																			
⑯	配偶者控除	<p>あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者がいる場合※他の方の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。</p> <p>i 一般(69歳以下)の控除対象配偶者(昭和31年1月2日以後生まれの方)</p> <p>ii 老人(70歳以上)の控除対象配偶者(昭和31年1月1日以前生まれの方)</p> <p>配偶者の合計所得が58万以下の場合は配偶者控除が、58万円を超える場合は配偶者特別控除が適用できます。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">納稅義務者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>老人</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>		納稅義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	0円	老人	38万円	26万円	13万円	0円	控除額																																																																																				
納稅義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超																																																																																																					
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	0円																																																																																																					
	老人	38万円	26万円	13万円	0円																																																																																																					
⑯	配偶者特別控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>配偶者特別控除</th> <th>58万円超100万円以下</th> <th>100万円超105万円以下</th> <th>105万円超110万円以下</th> <th>110万円超115万円以下</th> <th>115万円超120万円以下</th> <th>120万円超125万円以下</th> <th>125万円超130万円以下</th> <th>130万円超133万円以下</th> <th>133万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	配偶者特別控除	58万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下	133万円超		33万円	22万円	11万円	0円							31万円	21万円	11万円	0円							26万円	18万円	9万円	0円							21万円	14万円	7万円	0円							16万円	11万円	6万円	0円							11万円	8万円	4万円	0円							6万円	4万円	2万円	0円							3万円	2万円	1万円	0円							0円	0円	0円	0円						控除額			
配偶者特別控除	58万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下	133万円超																																																																																																	
	33万円	22万円	11万円	0円																																																																																																						
	31万円	21万円	11万円	0円																																																																																																						
	26万円	18万円	9万円	0円																																																																																																						
	21万円	14万円	7万円	0円																																																																																																						
	16万円	11万円	6万円	0円																																																																																																						
	11万円	8万円	4万円	0円																																																																																																						
	6万円	4万円	2万円	0円																																																																																																						
	3万円	2万円	1万円	0円																																																																																																						
	0円	0円	0円	0円																																																																																																						
⑯	扶養控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合</p> <p>※16歳未満(平成22年1月2日以後生まれの方)の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、申告書の「16歳未満の扶養親族」欄に対象者の氏名を記入してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="3">該当</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td colspan="3">16歳以上で下記以外の方(平成22年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)</td><td>33万円</td></tr> <tr> <td>特定</td><td colspan="3">19歳～22歳の方(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方)</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>老人</td><td colspan="3">70歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれの方)</td><td>38万円</td></tr> <tr> <td>同居老親等</td><td colspan="3">老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の父母等で同居している方</td><td>45万円</td></tr> </tbody> </table>					区分	該当			控除額	一般	16歳以上で下記以外の方(平成22年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)			33万円	特定	19歳～22歳の方(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方)			45万円	老人	70歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれの方)			38万円	同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の父母等で同居している方			45万円																																																																										
区分	該当			控除額																																																																																																						
一般	16歳以上で下記以外の方(平成22年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)			33万円																																																																																																						
特定	19歳～22歳の方(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方)			45万円																																																																																																						
老人	70歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれの方)			38万円																																																																																																						
同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の父母等で同居している方			45万円																																																																																																						
⑯	特定親族特別控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超95万円以下</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td><td>21万円</td></tr> </tbody> </table>		親族等の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円																																																																																													
親族等の合計所得金額	控除額																																																																																																									
58万円超95万円以下	45万円																																																																																																									
95万円超100万円以下	41万円																																																																																																									
100万円超105万円以下	31万円																																																																																																									
105万円超110万円以下	21万円																																																																																																									
⑯	特定親族特別控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>110万円超115万円以下</th><th>11万円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table>		110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円																																																																																																	
110万円超115万円以下	11万円																																																																																																									
115万円超120万円以下	6万円																																																																																																									
120万円超123万円以下	3万円																																																																																																									

(25)	基礎控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が2,500万円以下である場合 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合、この控除は受けられません。	合計所得金額	控除額
			2,400万円以下	43万円
			2,400万円超2,450万円以下	29万円
			2,450万円超2,500万円以下	15万円
(27)	雑損控除	令和7年中にあなたやあなたの扶養親族等が災害・盗難・横領などにより生活用資産等に損害を受けた場合 ※警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要です。	次のいずれか多い方の金額 ①差引損失額－(総所得金額等の10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※差引損失額＝損失額－保険金等による補てん額	
(28)	医療費控除	令和7年中にあなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合	(支払った医療費－保険金等による補填額)－ 【(総所得金額等の5%)と10万円のいずれか少ない金額】 (限度額200万円)	
	医療費控除	令和7年中にあなたが、健康への一定の取り組みを行い、あなたやあなたの扶養親族等のスイッチOTC医薬品購入費等を支払った場合	(支払ったスイッチOTC医薬品購入費－保険金等による補填額)－ 1万2千円 ※医療費控除との併用不可 (限度額8万8千円)	

【令和8年度から実施される主な税制改正】

◎給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額190万円未満の方に対する最低保証額が最大10万円引き上げられます。

なお、給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

※給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保証額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられます。

◎扶養親族等の所得要件の見直し

下記の控除等の適用を受ける場合の所得要件が10万円引き上げられます。

所得要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下(給与収入123万円以下)	48万円以下(給与収入103万円以下)
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額	58万円以下(給与収入123万円以下)	48万円以下(給与収入103万円以下)
勤労学生の合計所得金額	85万円以下(給与収入150万円以下)	75万円以下(給与収入130万円以下)

◎大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に、所得控除の適用を受けることができる特定親族特別控除が創設されます。控除額が当該親族等の所得に応じて以下の表の額になります。

親族等の合計所得金額(収入が給与のみの場合の収入金額)	控除額
58万円超95万円以下(給与収入123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下(給与収入160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下(給与収入165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下(給与収入170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下(給与収入175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下(給与収入180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下(給与収入185万円超188万円以下)	3万円